

介護サービス情報の公表制度の仕組み

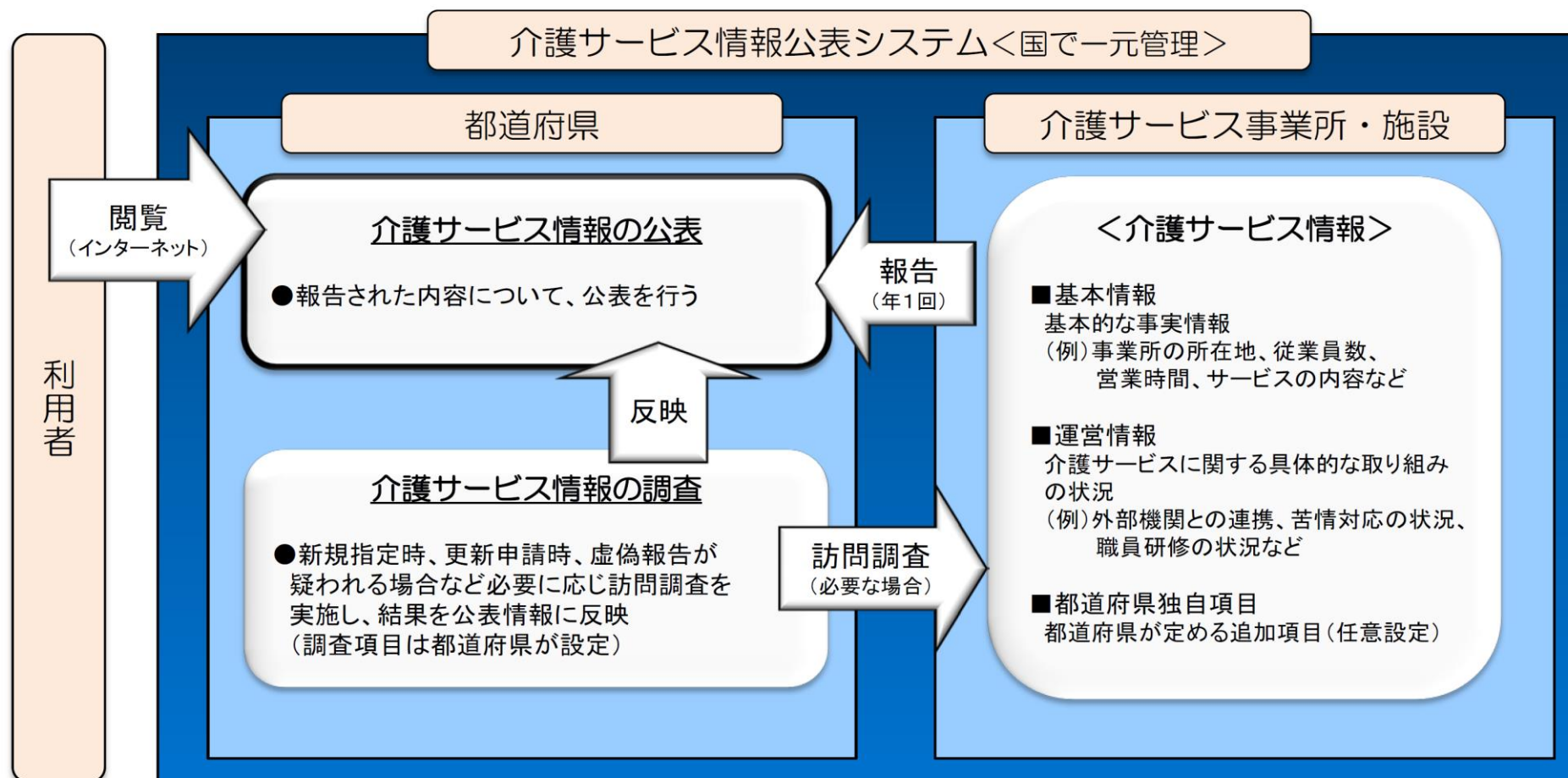
【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



「介護サービス情報の公表制度」の概要

報告情報（報告必須）	○基本情報 ・従業者に関する事項、サービスに関する事項等 ○運営情報（新規事業所を除く） ・利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置等
報告情報（報告任意）	○介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する事項等 ・都道府県が項目を設定（長崎県：現在設定なし）
報告対象サービス	○介護予防・地域密着サービスを含む26種類54サービス
報告免除事業者	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所
報告免除サービス等	○介護予防支援 ○特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム：外部サービス利用型） ○介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム：外部サービス利用型） ○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導 ○短期入所療養介護（診療所） ○介護予防短期入所療養介護（診療所） ○介護療養型医療施設（定員8人以下の施設） ○みなし事業所（指定があったとみなされる日から1年間） ・病院・診療所における訪問看護、訪問リハ、通所リハ ・介護老人保健施設における短期入所療養介護、通所リハ ・介護療養型医療施設、介護医療院における短期療養介護
報告時期	○都道府県が毎年定める計画による。（年1回の報告：義務）
調査対象情報	○基本情報 ○運営情報 ○任意報告情報
調査	○都道府県が必要と認める場合に調査
調査方法	○調査員1名以上による訪問調査 ○訪問調査以外の方法においても適正に調査ができると判断した場合は、他の調査方法による実施も可 ※長崎県：調査が必要な場合に実施
公表情報	○基本情報 ○運営情報 ○任意報告情報（公表内容に配慮） ○事業所の特色（任意）
公表方法	○事業者から報告された情報を公表 ○調査を実施した場合は、調査結果を公表
公表システム	○国において公表サーバーを設置、一元的に管理運営
公表事務	○国が設置した公表サーバーを活用し、都道府県は事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施
手数料	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収可能（長崎県：現在無料）
計画	○報告計画、調査計画、公表計画を都道府県の実情に応じ、毎年定める
報告拒否等への対応	○報告等を命じ、命令に従わない場合には、指定取消または停止 ※介護保険法第115条の35に規定

ホーム>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>介護サービス情報の公表等>「介護サービス情報の公表」制度